



2021年3月23日

各 位

会 社 名 ティーライフ株式会社  
代 表 者 名 代表取締役社長 西上 節也  
(コード：3172 東証第一部)  
問 合 せ 先 取締役コーポレート本部長 伊藤 和也  
(TEL. 0547-46-3459)

### 消費者庁からの措置命令に対する取消訴訟の提起及び執行停止の申立について

当社は、本日、消費者庁より、当社が販売している「メタボメ茶」の広告表示の一部において、不当景品類及び不当表示防止法（景品表示法）第7条第1項の規定に基づく措置命令を受けました。

しかしながら、当社は、本件措置命令における事実認定及び判断には承服し難く、本日開催の取締役会において、本件措置命令に対する取消訴訟の提起及び執行停止の申立を行うことを決議いたしました。

当社といたしましては、本件措置命令に対する取消訴訟の提起及び執行停止の申立の結果にかかわらず、今後とも役職員一同、コンプライアンス体制の一層の強化に努めてまいります。

お客様や株主様をはじめとする関係者の皆様におかれましては、何卒ご理解を賜り、引き続きご支援ご鞭撻のほど、よろしくお願い申し上げます。

なお、本件措置命令による業績への影響は軽微であるため、2021年3月5日に公表しました2021年7月期の通期業績予想に変更はございません。

以 上